

合志市民安全・安心ネットワーク委員会設置要綱(案)

平成 29 年 5 月 日

告示第 号

(設置)

第1条 合志市民の安全・安心な生活に関して広く関係者の意見を求めるため、合志市民安全・安心ネットワーク委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 熊本北合志警察署への管轄移管に伴う市内防犯に関する事。
- (2) 熊本北合志警察署への管轄移管に伴う市内交通に関する事。
- (3) 熊本北合志警察署への管轄移管に伴う市内交番に関する事。
- (4) 市民交番(青パト待機所等)に関する事。
- (5) 通学路防犯灯、見守りカメラに関する事。
- (6) その他、市民の安全・安心な生活に関する事。

(委員)

第3条 委員会の委員は、17名以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、次に掲げる団体から選任された者を市長が委嘱する。

- (1) 市セーフティーパトロール隊
- (2) 青パト活動団体(黒石団地自治会)
- (3) 青パト活動団体(須屋コミュニティ運営委員会)
- (4) 警友会大津支部青色パトロール隊
- (5) 大津地区少年ボランティア連絡協議会合志支部
- (6) 大津地区少年ボランティア連絡協議会西合志支部
- (7) 大津地区交通安全協会合志支部

- (8) 大津地域交通安全活動推進委員協議会
- (9) 市区長連絡協議会
- (10) 市更生保護女性会
- (11) 菊池地区保護司会合志分会
- (12) 桜の会
- (13) 市議会総務常任委員会
- (14) 合志中学校区幼・保小中連携推進協議会
- (15) 西合志中学校区幼・保小中連携推進協議会
- (16) 西合志南中学校区幼・保小中連携推進協議会
- (17) 前 16 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条各号に掲げる事項について検討及び協議が終了する日までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときに、外部関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第8条 委員及び出席者には、委員会の活動実績に対し、予算の範囲内において報償費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、交通防災課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行後、初めて召集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを召集し、委員長が選出されるまでその議長となる。

熊本地震に関わる心のケアにおけるSC等によるカウンセリングの実施状況

H28.6.5

	期 間	～5月11日		5月12日～22日		5月23日～29日		5月30日～6月5日		学校別合計		備 考
		児童生徒	保護者	児童生徒	保護者	児童生徒	保護者	児童生徒	保護者	児童生徒	保護者	
1	合志小	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	
2	合志南小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	南ヶ丘小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7日～県SC児童3、8日児童1
4	西合志第一小	6	0	6	0	1	0	2	0	15	0	
5	西合志南小	0	2	0	0	1	1	0	0	1	3	
6	西合志中央小	0	0	1	5	0	0	0	0	1	5	
7	西合志東小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	合志中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	西合志中	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	
10	西合志南中	11	0	0	0	0	0	0	0	11	0	
	期間別 小学校小計	6	2	7	5	2	1	2	2	17	10	
	期間別 中学校小計	11	0	0	0	0	0	1	0	12	0	
	期間別 合計	17	2	7	5	2	1	3	2	29	10	

「平成 28 年熊本地震」の影響による児童生徒の転出及び通学状況について

教育委員会名

合志市教育委員会

1 「平成 28 年熊本地震」の影響による児童生徒の転出状況について（5 月 1 日時点）

(1) 転出した児童生徒数

転出した児童生徒数 (5/1 時点)	①	7 名
-----------------------	---	-----

(2) 転出した児童生徒の内訳 ※ア～ウの計は、①に一致すること。

県外へ	ア	4 名
熊本市へ	イ	1 名
県内（熊本市以外）へ	ウ	2 名

(3) 転出した児童生徒の転出先学校名 ※（2）と（3）は一致すること。

ア「県外へ」の転出先学校名	イ「熊本市へ」の転出先学校名	ウ「県内（熊本市以外）へ」の転出先学校名
福岡県久留米市立大善寺小学校（1 名） 福岡県久留米市立筑邦西中学校（1 名） 福岡県福岡市立赤坂小学校（2 名）	熊本市立弓削小学校（1 名）	天草市立本渡北小学校（2 名）

※以下の（4）については、把握している範囲内で回答してください。なお、必要があれば転出先の学校と連絡を取り合って回答をお願いします。

(4) 転出した児童生徒の自校への転入予定について
(一度他校へ転出したが、元の学校（自校）へ戻ってくるか)

※ア～エの計は、①に一致すること。

4 月始業式前までに自校に転入予定	ア	0 名
自校に転入予定だが、期日は未定	イ	2 名
見通しが立たない	ウ	0 名
自校に転入予定はない	エ	5 名

2 「平成28年熊本地震」の影響による児童生徒の通学状況の変更について（5月1日時点）

（1）自校の全児童生徒数

全児童生徒数 （5月1日時点）	6,516 名
--------------------	---------

（2）震災前の住居以外から通学している児童生徒の状況

「仮設住宅」、「みなし仮設」から通学している児童生徒数	ア	5 名
上記以外（「借家」（アパート）、親戚宅等）から通学している児童生徒数	イ	11 名

（3）区域外就学の状況

区域外就学の児童生徒数	①	3 名
-------------	---	-----

（4）（3）の児童生徒の主な通学手段

※ア～カの計は、（3）①に一致すること。

徒歩	ア	0 名
自転車	イ	0 名
送迎	ウ	3 名
路線バス	エ	0 名
スクールバス	オ	0 名
その他（ ）	カ	0 名

合志市公共施設等総合管理計画を策定しました

1. 公共施設等総合管理計画とは？

公共施設の老朽化が進むなか、少子化で人口が減り、高齢化で社会保障費が増えていきます。これらは、財政に与える影響が大きいため、将来、市が持っている全ての施設を維持管理し、建て替えの費用を捻出できるのか、心配されています。

このような背景から、現在の公共施設等の実態を明らかにして、今後の公共施設等の更新のあり方や運営方針などを決めました。32年間の長期計画となっています。

【計画の対象】

建築系の施設	学校施設、子育て施設、公営住宅、庁舎等、温泉施設、文化施設、集会施設、体育館、公民館、図書館、スポーツ施設など
インフラ系の施設	道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設など

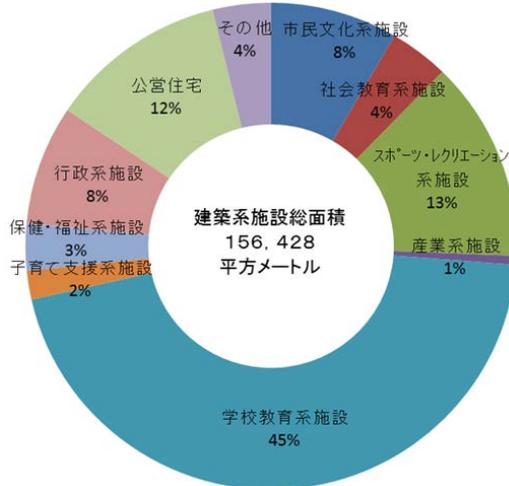
【計画の位置づけ】

- 上位計画の「合志市総合計画」を下支えする計画です。
- 「合志市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「合志市復興まちづくり計画」との整合を図ります。
- 本市が策定する他の計画や方針など公共施設に関するものは、この「合志市公共施設等総合管理計画」に即したものになります。

2. 本市の公共施設等の状況は？

【建築系施設の用途別保有の状況】

学校教育系施設が最も多く45%を占めており、次にスポーツ・レクリエーション系が2番目で13%

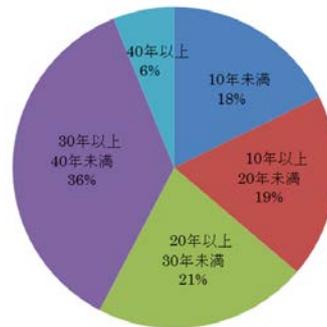


【市民一人当たりの保有状況】

市民一人当たりの延床面積は2.6㎡。全国平均の3.4㎡を下回り、県内の市では最も少ない状況です。

【築年別の整備状況】

施設の42%が築30年以上過ぎています。うち、40年以上過ぎていた施設も6%ありました。老朽化が進んでいる状況です。



【インフラ系施設の整備状況】

道路（市道）、橋りょう、水道管・水道施設、下水道管・下水道施設なども調査しています。

3. 市有施設等の更新費用の見通しは？

【建築系施設の将来更新費用】

鉄筋コンクリート造等については、築25年で大規模修繕、築50年で現状の規模で建て替えたと仮定し試算。

今後32年間で570億円。1年間に平均すると17億8千万円必要

合併後10年間の建築系施設への投資的経費は、年平均で13億3千万円。財政状況が今後も変わらないと仮定した場合でも、**年に4億5千万円が不足します。**

※用途別の保有状況から学校教育系施設のみで試算すると、今後32年間で256億円。年平均で8億円の投資が必要ということになります。

【インフラ系施設の将来更新費用】

道路 40年間の整備額は311億円。1年間に平均すると7億8千万円が必要。

上水道 管路施設の整備総額は311億円。配水池に28億円。年に平均すると8億円が必要。

下水道 管路施設の整備総額は400億円。処理場やポンプ場に59億円。年に平均すると8億2千万円が必要。

【将来的な更新費用について】

建築系施設だけでも年平均で約4億5千万円の財源不足が判明。インフラ系施設についても同様に、将来、全ての財源を捻出することは非常に困難であると言えます。

インフラ系施設と建築系施設の更新費用は、年間で、41億8千万円の費用が必要となります。

4. 総合的に管理するための基本方針

【3つの基本方針】

今後は、3つの基本方針で取り組みます。

① 施設保有総量の抑制・適正化

② 施設の計画保全と長寿命化の推進

③ 施設運営コストの縮減

①では、

- ・施設保有総量を10%削減を目標とします。（市民一人当たりの延床面積を2.3平米以下に抑制）
- ・施設の統合・廃止・複合化を進めます

②では

- ・施設ごとの長寿命化計画を策定。建て替え周期を遅らせませす。

③では

- ・指定管理者や包括的民間委託など運営手法を見直します。
- ・民間活力を積極的に活用します（PPP/PFIの推進）
- ・施設コストの見える化を図り、受益者負担を見直します。

合志市公共施設等総合管理計画 (概要版)

平成29年3月
熊本県合志市 財政課

目次

第1章 はじめに

1. 計画の背景と目的 -----
2. 計画の位置付け -----
3. 本計画の対象範囲 -----
4. 計画期間 -----

第2章 国の人口と財政状況

1. 少子高齢化の進展と人口減少 -----
2. 国の財政状況 -----
3. 国債残高の増加要因 -----
4. 国の財政健全化目標 -----

第3章 本市の人口と財政状況

1. 市における将来人口 -----
2. 市の財政状況 -----
3. 市の財政状況の見通し -----

第4章 市有施設等の現況

1. 施設の用途別保有の状況 -----
2. 市民一人当たりの施設の保有状況 -----
3. 築年別の整備状況 -----
4. インフラ資産の状況 -----

第5章 市有施設等の更新費用の見通し

1. ハコモノ施設の将来更新費用（試算結果・全体） -
2. ハコモノ施設の将来更新費用（試算結果・詳細） -
3. インフラ資産の更新費用の試算 -----
4. 改修・更新費用の試算根拠について -----

第6章 市有施設等総合管理の基本方針

1. 現状に対する課題 -----
2. 基本方針における3つの柱 -----
3. 保有総量の抑制・適正化 -----
4. 施設の計画保全と長寿命化の推進 -----
5. 施設運営コストの縮減 -----

第7章 計画の推進に向けて

1. 公共施設等個別施設計画の策定 -----
2. フォローアップの実施方針 -----

第1章 はじめに

1. 計画の背景と目的

今後、全国の地方公共団体は、高度経済成長期以降からこれまでに建設された公共施設等について、大量の更新時期を迎える。

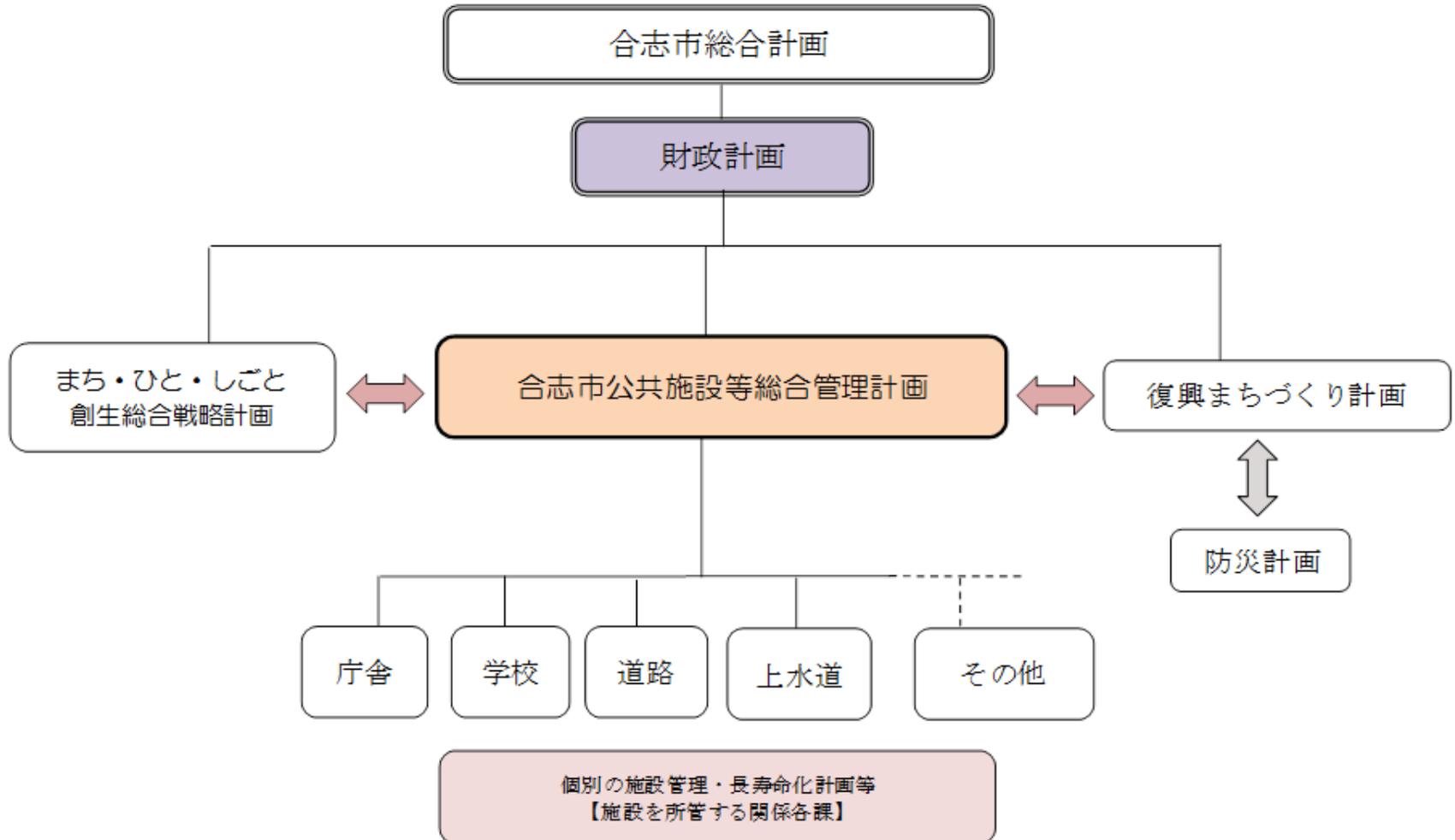
その一方で、財政面では、人口減少等による市税収入の減少、少子高齢化の進展に伴う扶助費等の支出増加により、多くの自治体において財政状況の悪化が見込まれ、老朽施設の更新経費や維持管理経費を確保することが大きな課題に。

平成26年4月 総務大臣通知による要請

国は、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理や更新を着実に推進するための行動計画や施設毎の個別計画の策定を求めた。

地方公共団体には平成26年4月に総務大臣通知により、保有する公共施設等の改修・長寿命化・更新・統廃合等を計画的に行うための「公共施設等総合管理計画」の策定を平成29年3月までに行うことが要請された。

計画の位置付け

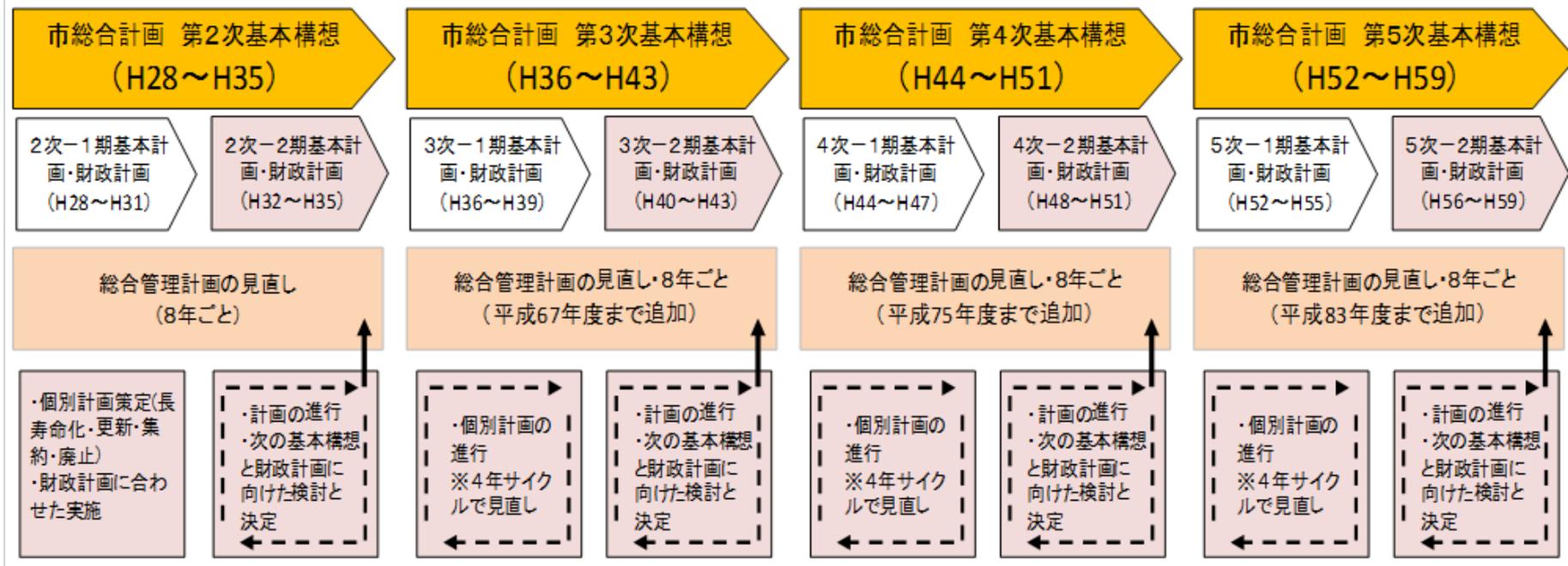


計画期間

計画期間

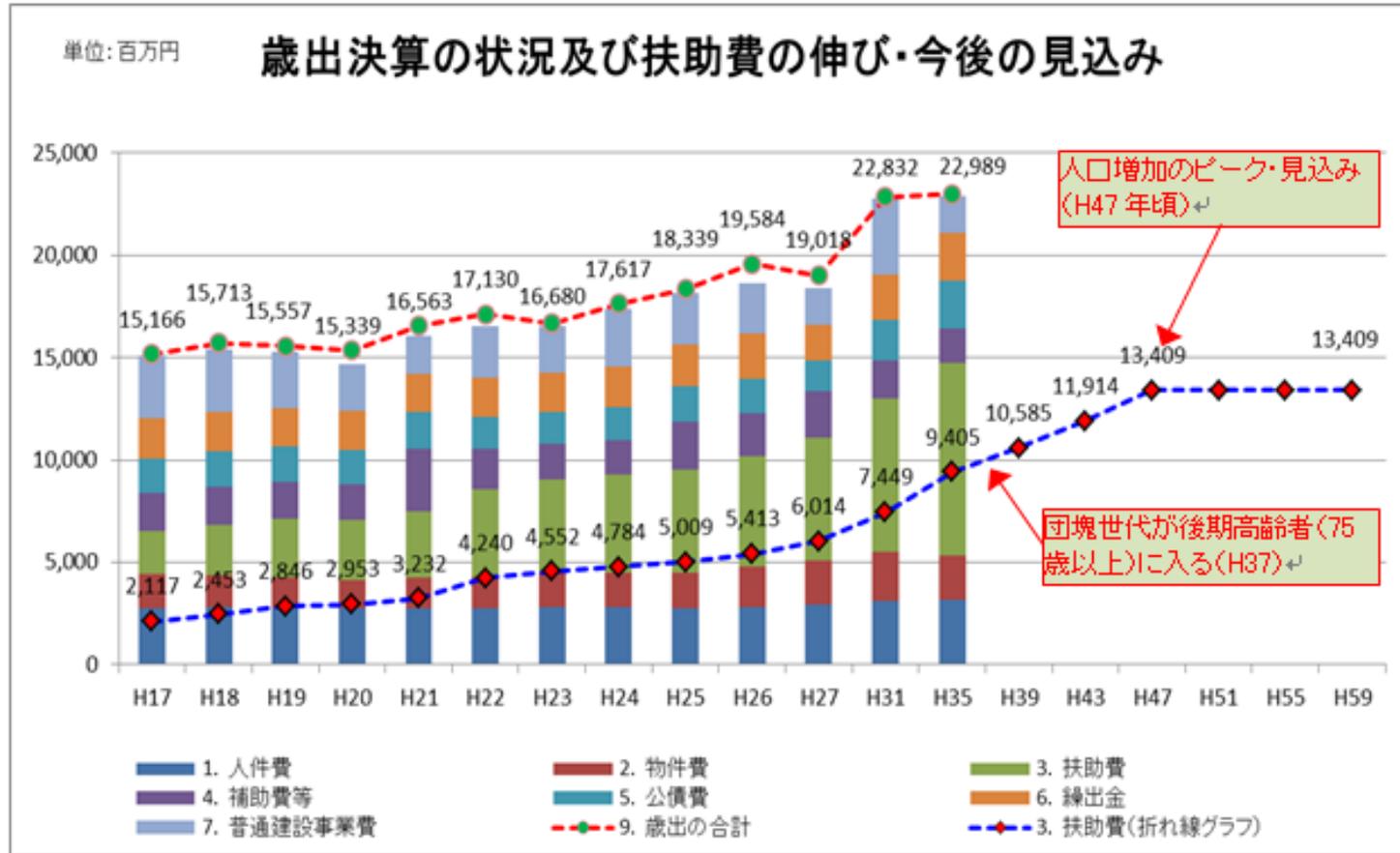
平成28年度～平成59年度(32年間)
(2016年度～2047年度)

合志市公共施設等総合管理計画 (平成28年度～平成59年度まで32年間)



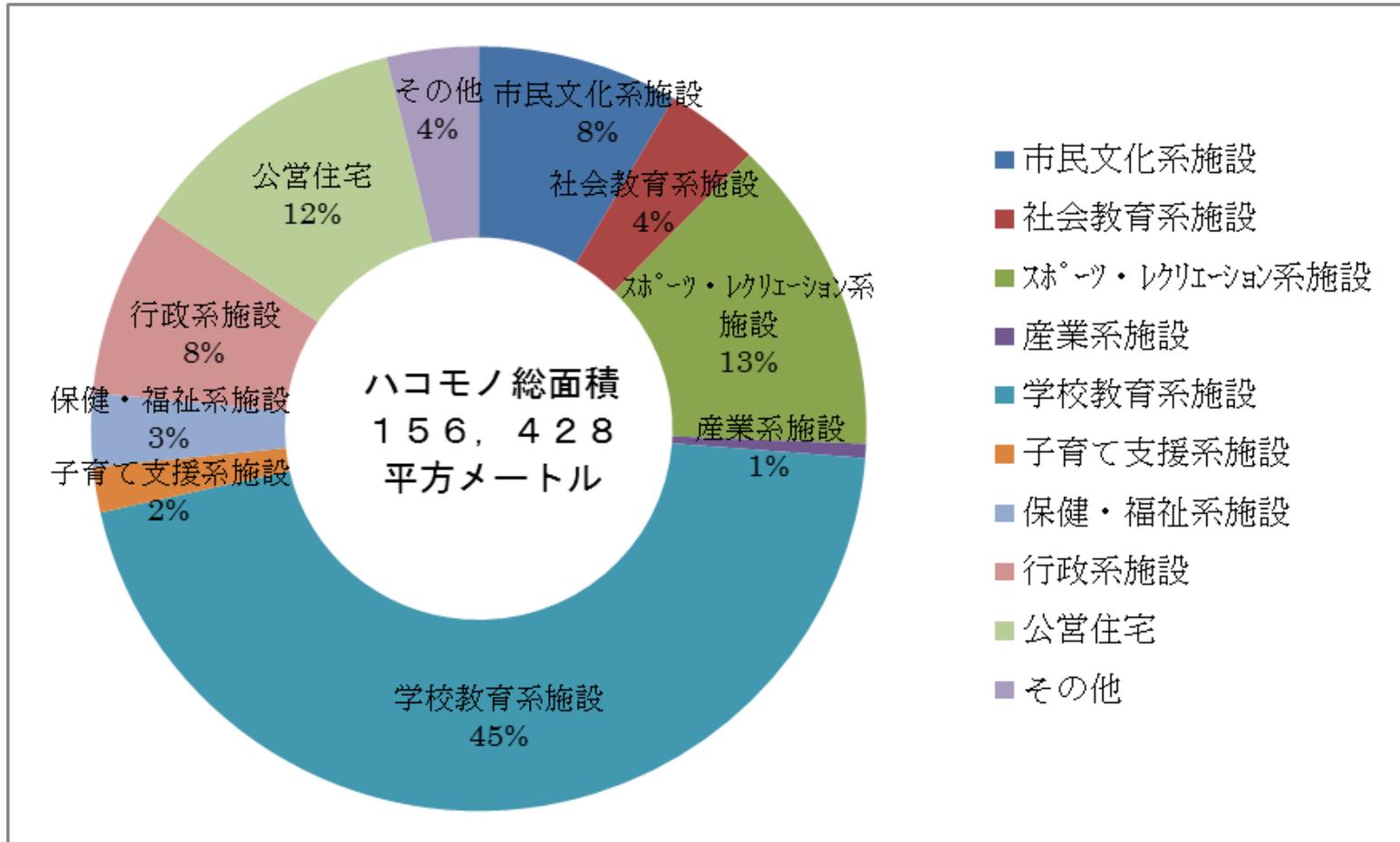
第3章 本市の人口と財政状況

(7) 将来の歳出見通し(H36~H59)



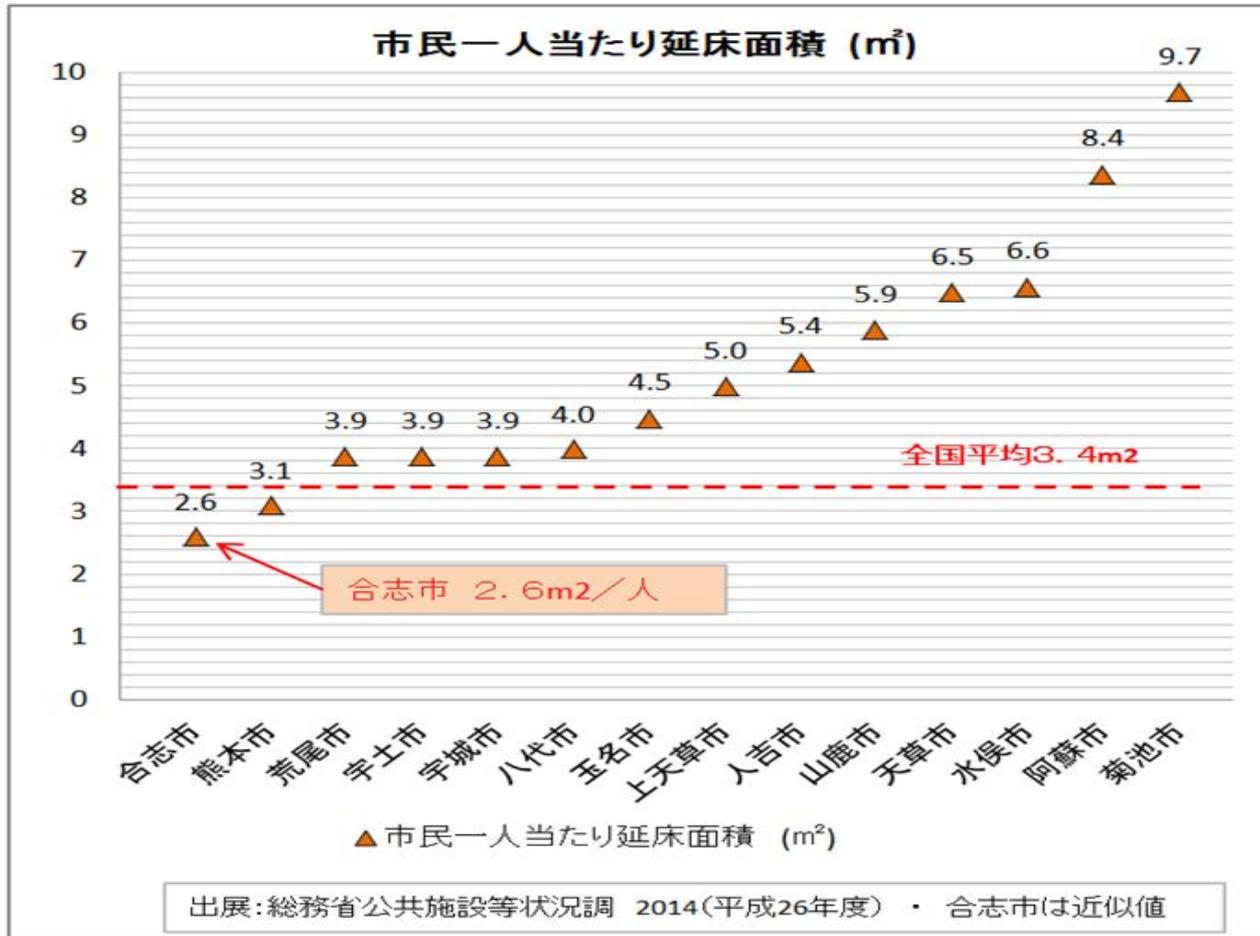
第4章 市有施設等の現況

1. 施設の用途別保有の状況



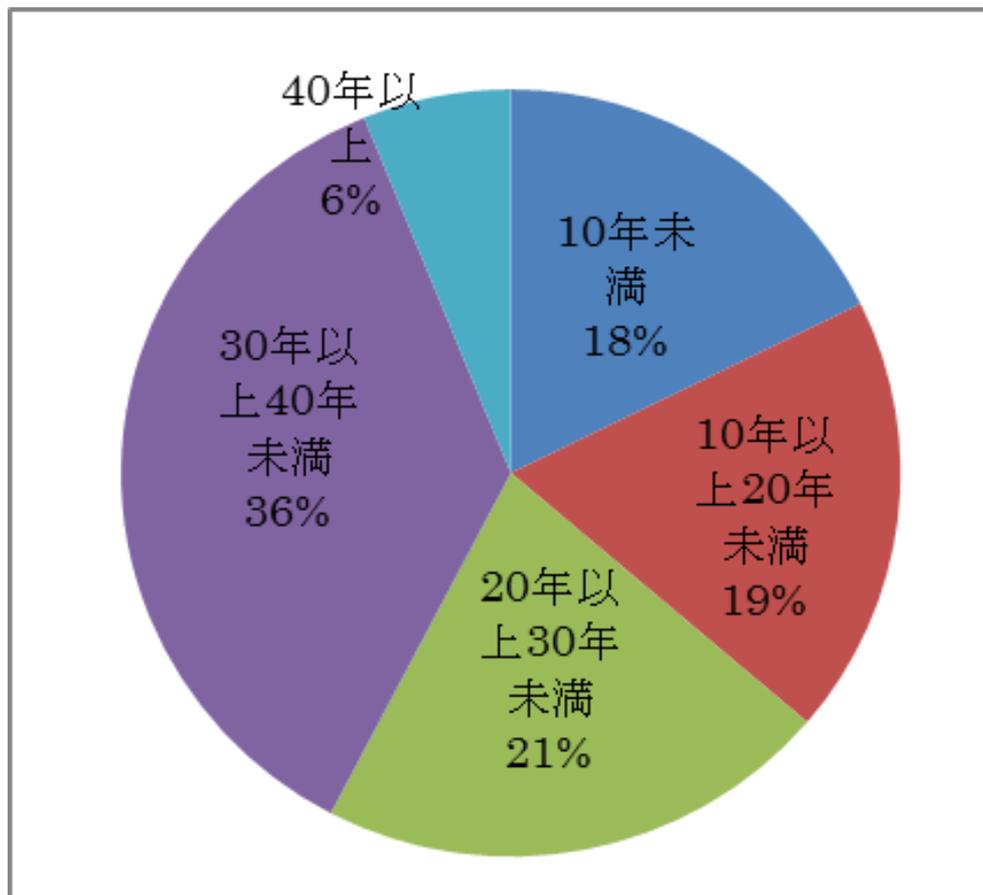
第4章 市有施設等の現況

2. 市民一人当たりの施設の保有状況



第4章 市有施設等の現況

3. 築年別の整備状況



第4章 市有施設等の現況

4. インフラ資産の状況

4. インフラ資産の状況

※平成28年3月末時点

(1) 道路（市道）

一般道路	実延長	420,941 m
	道路面積（道路部）	2,494,111 m ²
自転車歩行者道	実延長	744 m
	道路面積（有効幅員）	2,684 m ²

(2) 橋りょう（市道）

橋りょう	箇所数	71ヶ所
	実延長	691 m
	橋りょう面積	4,024 m ²

第4章 市有施設等の現況

4. インフラ資産の状況

(3) 水道（企業会計）

上水道 工業用水道	総延長	328,723m
	うち導水管延長	11,480m
	うち送水管延長	80m
	うち配水管延長	317,163m
	配水池（箇所数）	15箇所

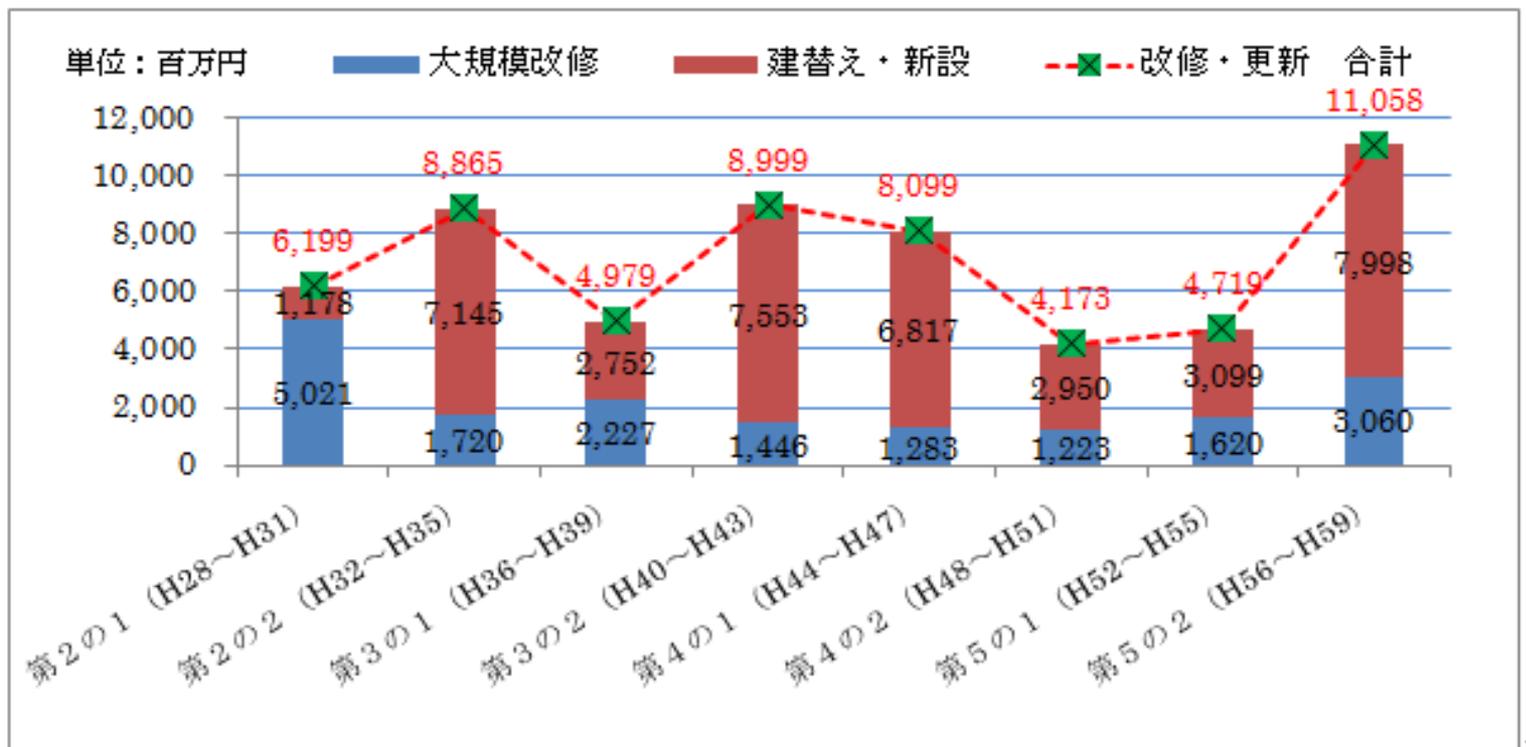
(4) 下水道（企業会計）

公共下水道 農業集落排水	管路延長	322,697m
	汚水処理場（※8）	4箇所
	中継ポンプ場	6箇所
	マンホールポンプ場	56箇所

第5章 市有施設等の更新費用の見通し

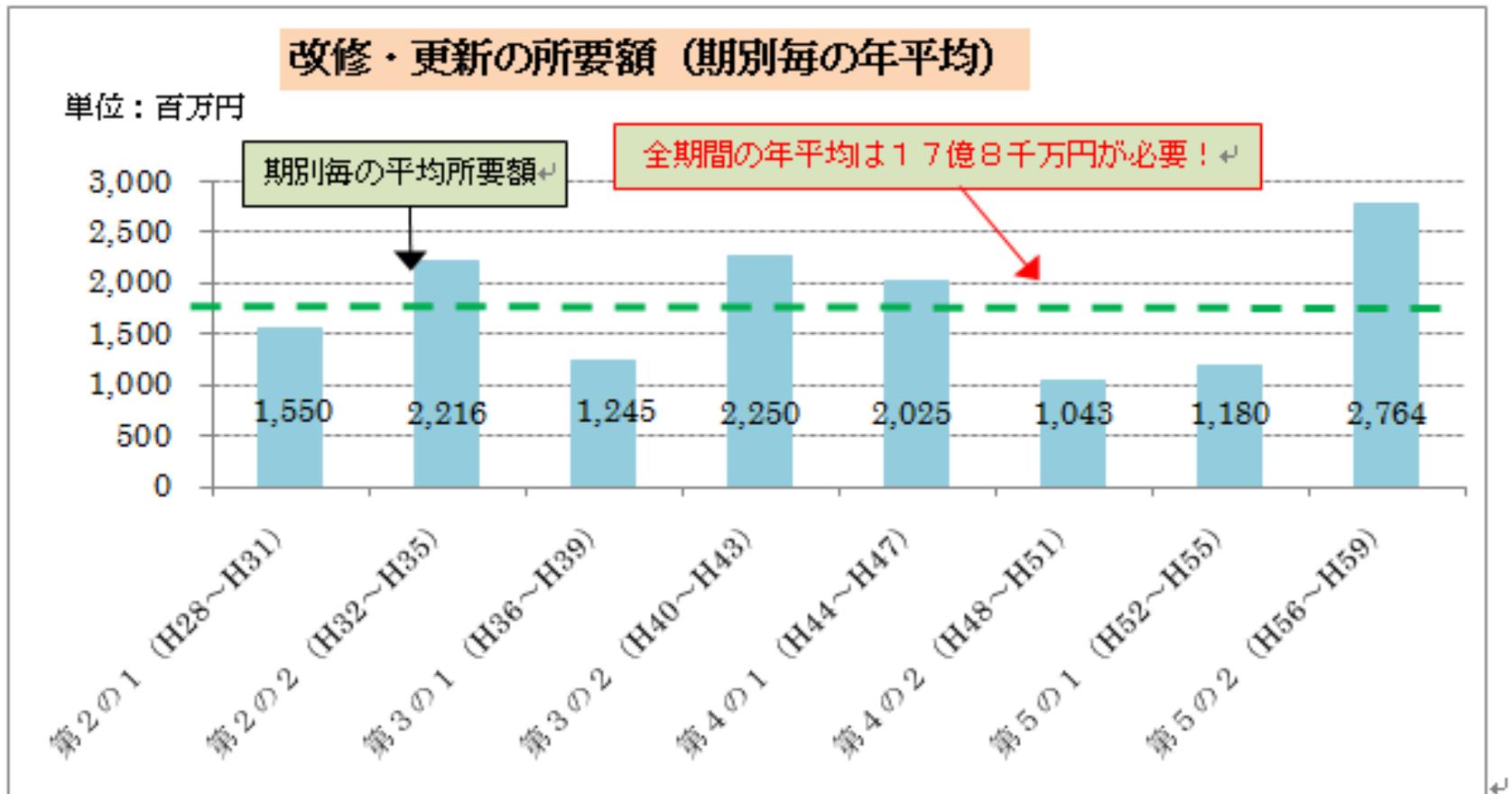
1. ハコモノ施設の将来更新費用(期別4年毎の試算結果・全体)

一般的な耐用年数(RC50年、木造30年)を経過した後に、現状規模のまま建替えを行ったと仮定し試算した結果、**今後32年間で570億円かかることが分かりました。年平均に換算すると、17億8千万円になります。**



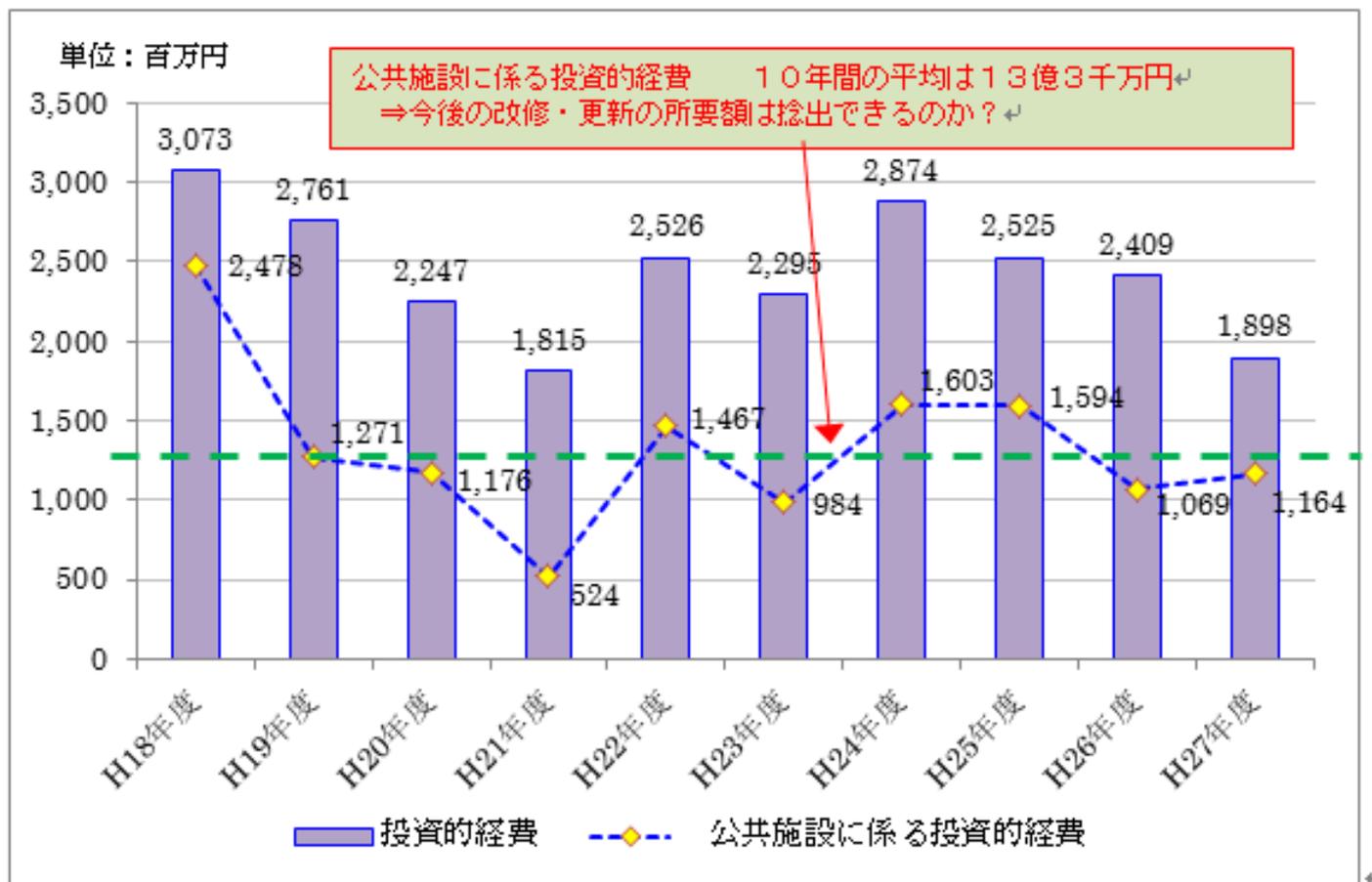
第5章 市有施設等の更新費用の見通し

期別毎4年計の改修・更新額を年平均の4で割った所要額



第5章 市有施設等の更新費用の見通し

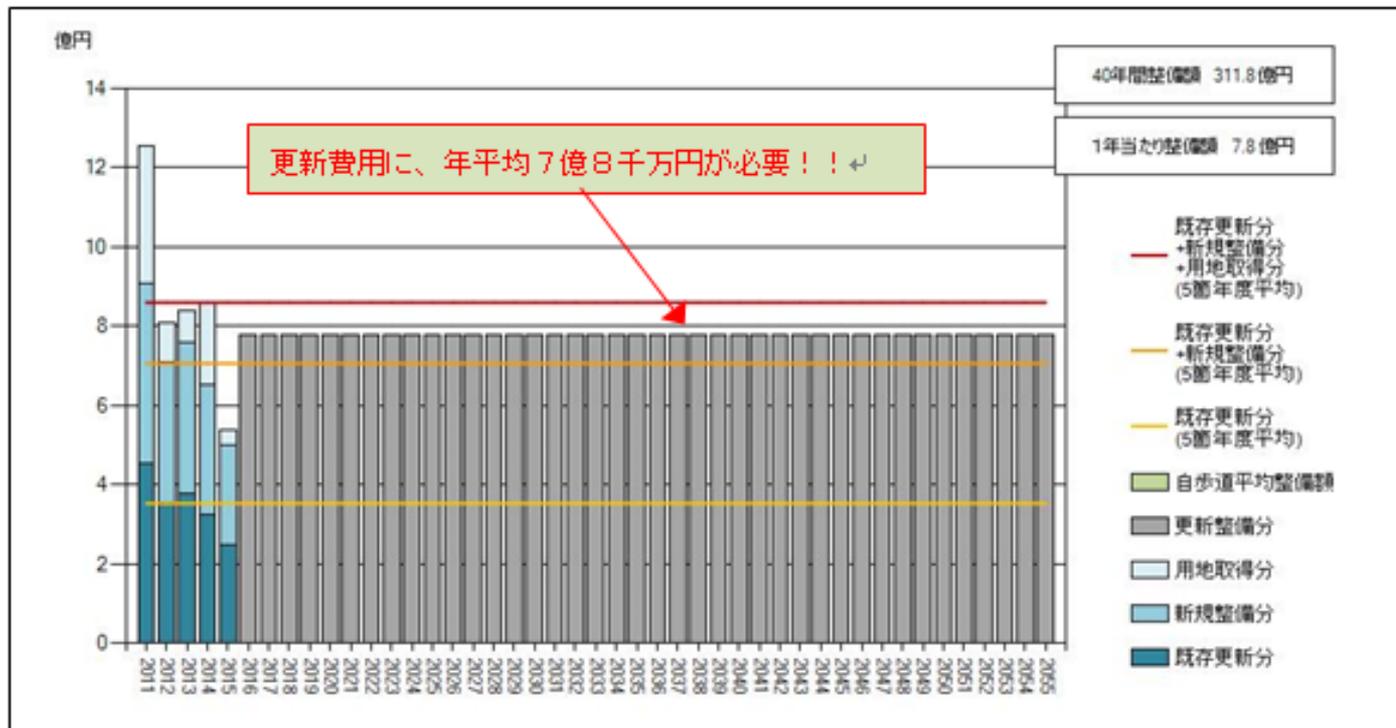
過去10年間の投資的経費の総額と公共施設に係る投資的経費



第5章 市有施設等の更新費用の見通し

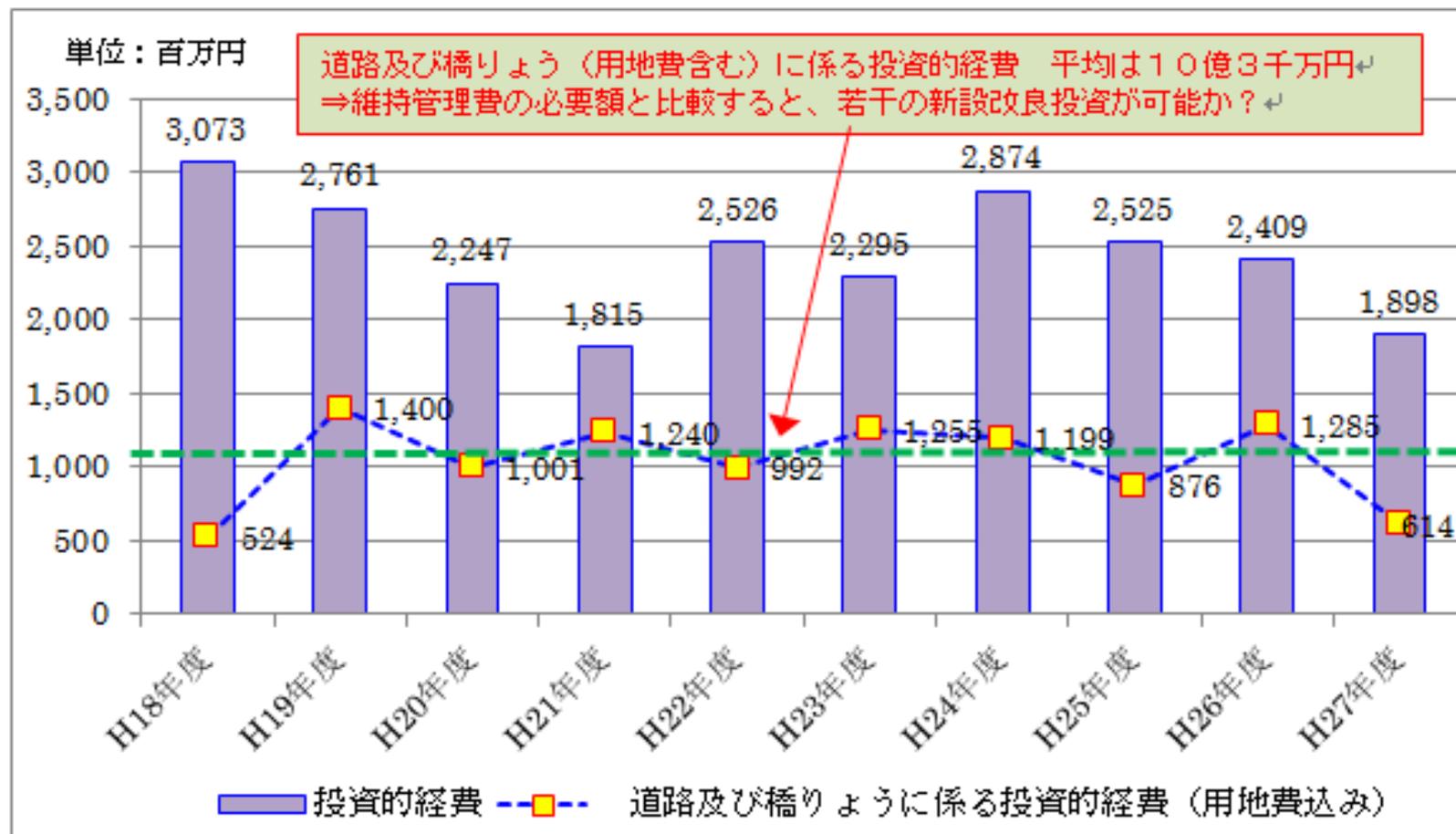
3. インフラ資産の更新費用の試算(道路)

道路は、「全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していく」と仮定しました。**40年間の整備総額は311億8千万円**となり、**1年間当たりの維持管理費用は平均で7億8千万円**になりました。



第5章 市有施設等の更新費用の見通し

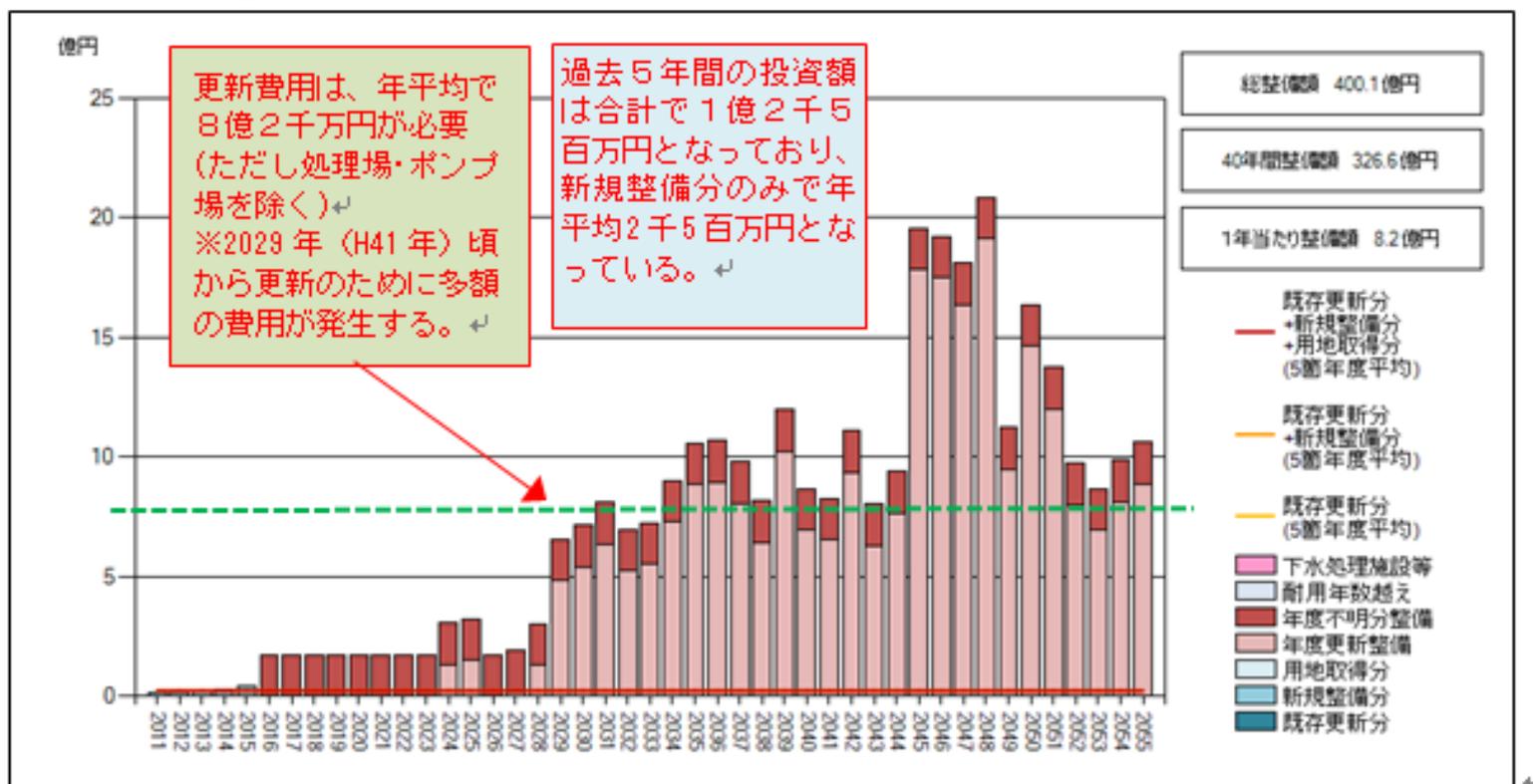
過去10年間の投資的経費の総額と道路及び橋りょう(用地費を含む)に係る投資的経費



第5章 市有施設等の更新費用の見通し

(4) 下水道（企業会計）

下水道_管種別年度別延長による将来の更新費用の推計（公共下水道）



※上記の推計グラフは、管路施設のみとなっており、処理場及びポンプ場の更新費用は含まれていません。

第6章 市有施設等総合管理の基本方針

1. 現状に対する課題

- (1) 施設の老朽化が進んでいます
- (2) 財源の不足が予想されます
- (3) 人口分布における南北格差の進行と
施設のあり方
- (4) 住民ニーズの変化への対応

第6章 市有施設等総合管理の基本方針

2. 基本方針における3つの柱

「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換

保有総量の抑制・適正化

施設の計画保全と長寿命化の推進

施設運営コストの縮減

第6章 市有施設等総合管理の基本方針

3. 保有総量の抑制・適正化(1本目の柱)

削減目標 (計画期間の最終年度までに)

平成28年度末の公共施設(ハコモノ)総延床面積に対する、
人口一人当たりの延べ床面積を

2.3㎡以下に抑制します。

(平成28年度末同数値2.6㎡に対し10%削減)

第6章 市有施設等総合管理の基本方針

3. 保有総量の抑制・適正化(1本目の柱)

今後、施設の更新(建替え)を計画する場合や、施設利用の役割を終えた施設がある場合は、以下の定義に添って検討を進めていきます。

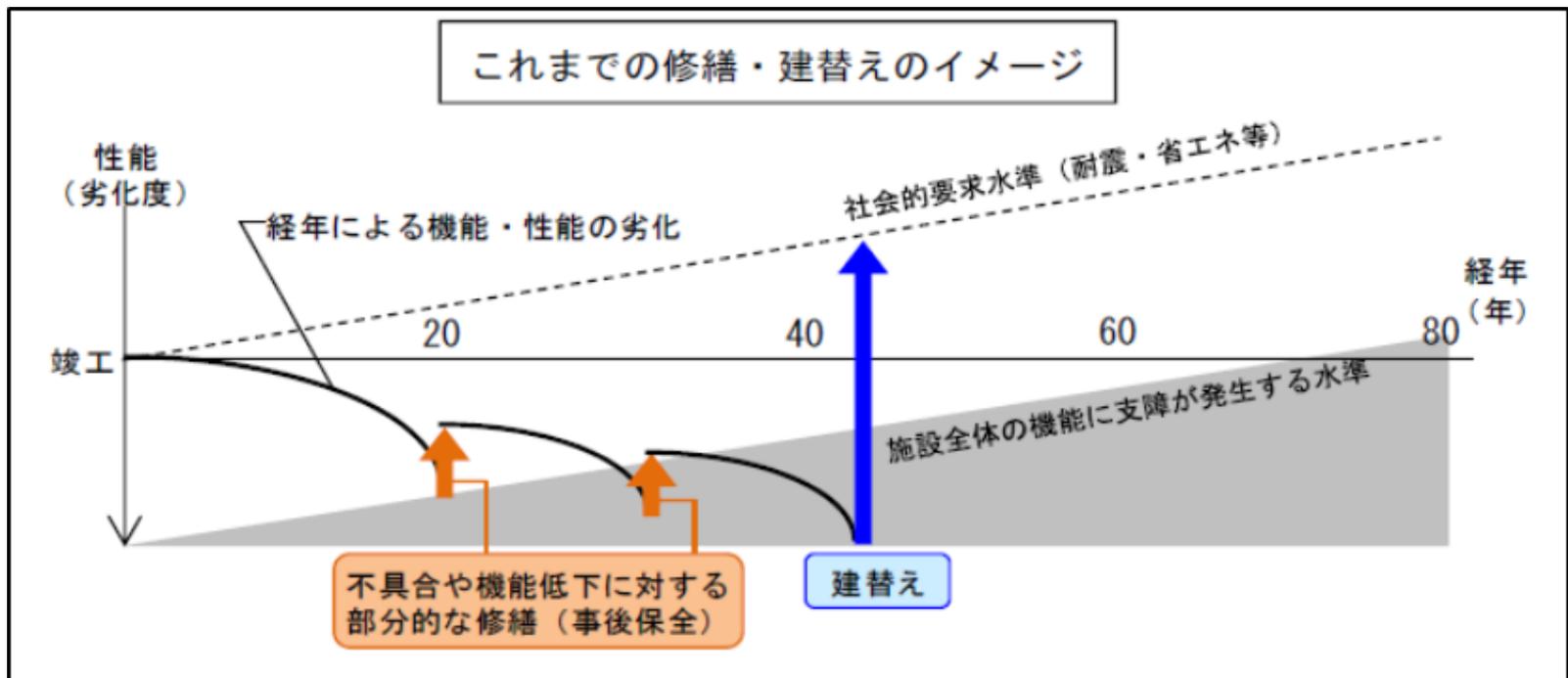
	定義	該当する内容
1	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の役割を終え普通財産となった施設で、市が所有する目的をなくした施設、かつ、収入増に結びつく利活用が見込まれない施設 ・効率的な運営の観点から、サービス提供施設等を全て市が整備、運営することを前提とせず、近隣市町と共同利用(設置)が可能な施設(※1) ⇒施設は解体、土地は売却を検討 (※1)本市を含めた近隣17市町村で構成する熊本連携中枢都市圏の取り組みの一つとして検討を行っています。
2	譲渡 (無償・有償)	施設の用途は残したままで、 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が特定の地区住民である施設 ・利用者が特定の団体などに固定している施設 ・市が維持管理する必要性が少ないと思われる施設 (※無償譲渡の場合、議会の議決が必要)
3	統合	施設機能はどうしても残す必要があるが、 <ul style="list-style-type: none"> ・将来的な利用者増や稼働率の増が見込めない施設 ・施設機能が重複している施設が他にあり、利用者に対する施設量が過剰と判断できる場合 ⇒一方の施設へ統合し、空施設は解体、土地は売却を検討

4	複合化	<ul style="list-style-type: none"> ・目的が異なる施設を複合化することで、施設の維持管理経費が削減され、空間等の共同利用などにより効率化が図れる施設 ⇒一方の施設へ複合化、空施設は解体、土地は売却を検討
5	縮小建替え	<ul style="list-style-type: none"> ・どうしても施設機能を残す必要があり、縮小して建替えることで、稼働率の増加が見込まれる施設かつ、複合化もできないと判断できる施設
6	転用(貸付 け含む)	役割を終えた施設で、施設の耐用年数が残っているため利活用が可能な場合で、 <ul style="list-style-type: none"> ・他の必要な行政財産等に転用して利用可能 ・公的な団体等への貸し付けで、かつ、利用料が市の維持管理経費を上回る金額で貸し付け可能な場合 ・民間企業等への貸し付けで、市の収入増に寄与する利用料で貸し付け可能な場合
7	それ以外	廃止・譲渡・統廃合・複合化・縮小・転用が見込めない場合で、 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者や利用率が適正規模であり、現状規模を維持する必要がある施設 ・利用者や利用率の増加が確実であり、施設面積を増やす必要がある施設

第6章 市有施設等総合管理の基本方針

4. 施設の計画保全と長寿命化の推進(2本目の柱)

(1) 計画保全への転換



第6章 市有施設等総合管理の基本方針

4. 施設の計画保全と長寿命化の推進(2本目の柱)

(2) 長寿命化の推進

長寿命化の目標

既存の鉄筋コンクリート造等建築物の目標耐用年数を

原則で60年とし、

診断後、可能であれば80年

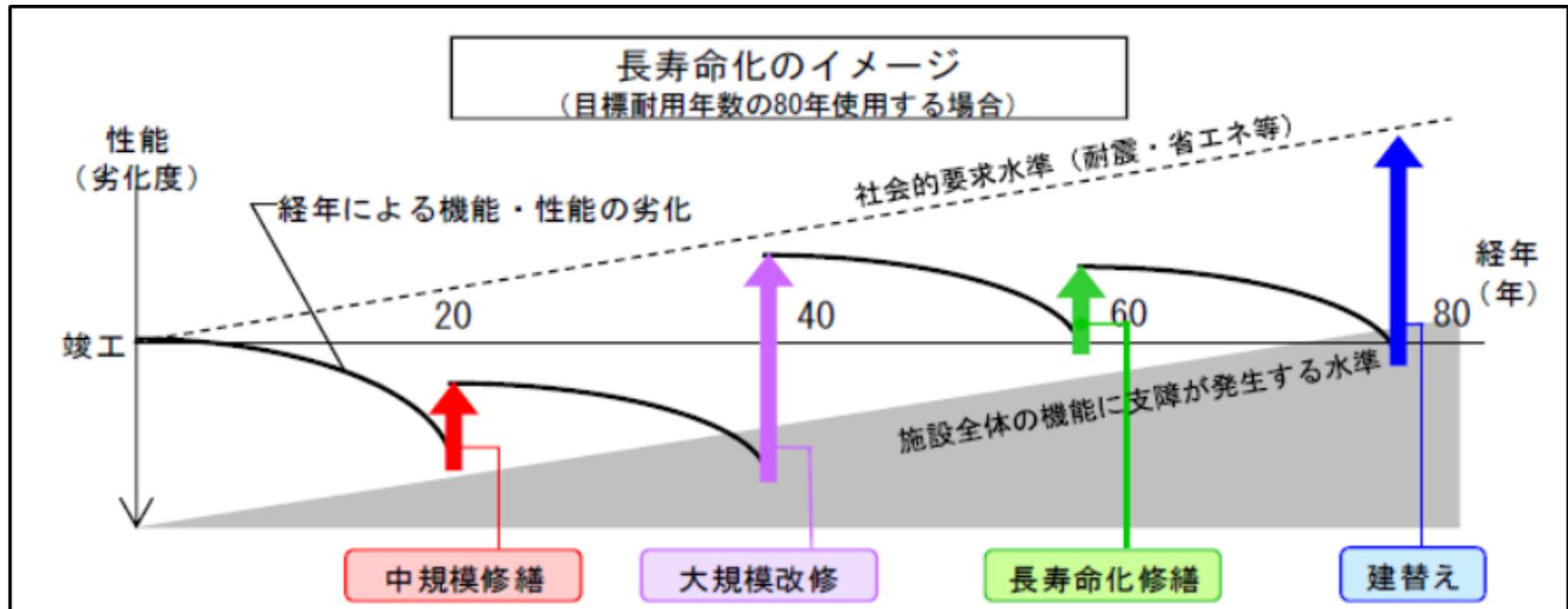
を目処に使用します。

(木造は原則40年とし、診断後可能であれば、50年以上)

第6章 市有施設等総合管理の基本方針

4. 施設の計画保全と長寿命化の推進(2本目の柱)

(2) 長寿命化の推進【長寿命化のイメージ】



第6章 市有施設等総合管理の基本方針

5. 施設運営コストの縮減(3本目の柱)

(1) 運営手法の見直し

現在のサービス水準を維持しながら運営コストの削減が可能と判断される場合は、指定管理者制度や包括的民間委託へ移行

(2) 民間活力の活用

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」や「合志市PFI導入基本方針(平成22年3月策定)」に基づき、PPP/PFIなどの手法を用い民間事業者等の資金やノウハウを活用した施設の維持管理や更新(建替え)に取り組む。

(3) 施設コストと受益者負担の適正化

施設にかかる総コストと利用料金収入を比較し、収入とコストのバランスを考慮しながら、受益者負担の適正化を図る。現在無料で利用されている施設や駐車場などについても、同様の観点から有料化に向けた検討を進める。

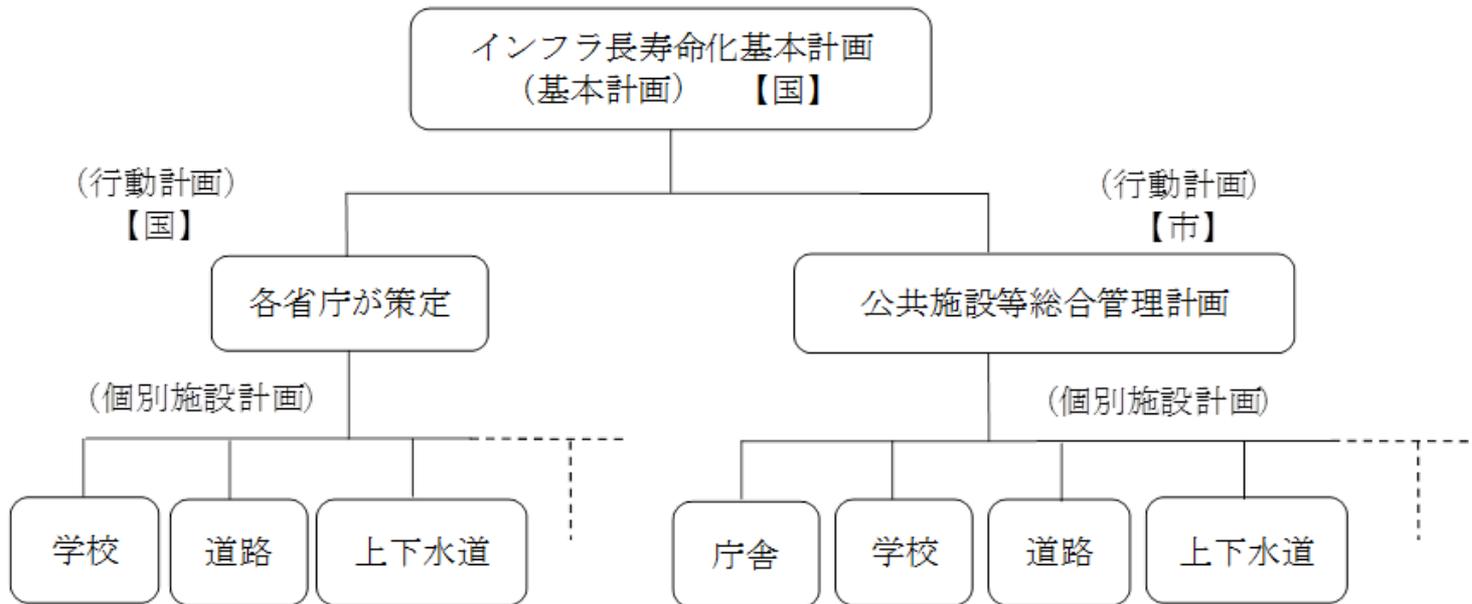
(4) 地方公会計利用による分析

地方公会計を利用したコスト分析、整備した固定資産台帳などの活用

第7章 計画の推進に向けて

1. 公共施設等個別施設計画の作成

(公共施設等総合管理計画等体系図)



個別施設計画は、平成30年度までに策定する。

第7章 計画の推進に向けて

(4) 改修及び更新・廃止の決定時期と推進組織

④統廃合の検討と計画を推進する組織

「合志市公共施設等総合管理計画策定検討部会」

(課長補佐・主幹級) (※将来的には専門的な部署の設置も)



「合志市行政経営推進部会会議」

(課長級)



「合志市政策推進本部会議」

(三役及び部長級)

「合志市総合
政策審議会」
の意見

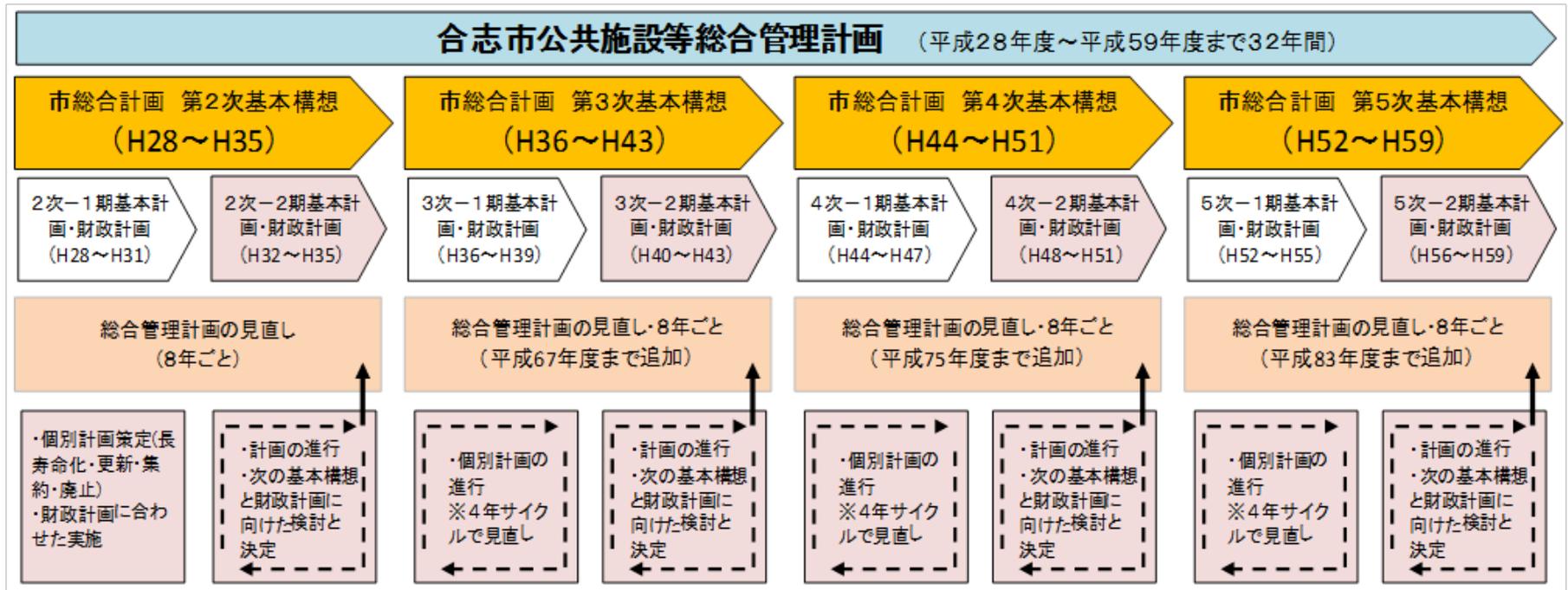
利用者や利害
関係者へ
の説明

合志市議会
の判断

第7章 計画の推進に向けて

2. フォローアップの実施方針

- ・本計画の実施状況等については、全庁的な推進体制のもとで確認
- ・4年毎に実施方針等の取組状況などの評価
- ・「合志市総合計画基本構想」の策定サイクルの8年間毎に、人口推移や財政状況、施設状況の変化など様々な要因に合わせて本計画を見直し、精度の向上を図る



県庁舎「減築」で耐震化

2014年3月の青森県庁舎(上)と改修工事後の完成予想図(同県提供)



青森 8階建て↓一部6階

青森県は、築約60年になる8階建て県庁舎の改修工事を実施し、7、8階の全てと6階のほとんどを取り除いて一部6階建てにした。総重量を減らす「ダイエット」の効果で耐震性能を高めるのが狙いで、向こう40年は巨費がかかる建て替えをせずに済むという。全国で発生している庁舎の老朽化問題への新たな対策として注目を集めている。

県によると、庁舎は2011年の耐震診断で「震度6強以上で倒壊の危険性がある」と診断された。建て替え強よりも維持管理費が抑えられる点を重視した。減築は16年5、10月に入れる耐震補強用の壁や鉄骨が減り、8階建てを維持した場合に比べて執務スペースを広く確保できた。総事業費は約90億円。工事中も騒音の中、通常業務を続けた。内装工事などが残っており、完了は18年の見通しだ。

過疎…議会の廃止を検討

人口約400人で離島を除く全国の自治体として最少規模の高知県大川村が、地方自治法に基づいて村議会を廃止し、有権者が予算などの議案を直接審議する「村総会」の設置を検討していることが1日、分かった。

高知・大川村

議員の確保難

過疎化や高齢化で議員の定数確保が難しくなったことに伴う異例の措置。和田知士村長(57)が6月議会で村総会設置の検討を提案する予定としており、「議会がなくなるとしたらどのような課題があるのか、住民に考えてもらう契機にしたい」と話している。

「物理学者として、こ 南極の巨大な氷床を観 も実験の代表につきや の皮をむいたり、タマネ のような業績を残せると 測装置として利用する国 すいところ」と魅力を語り を切ったり。頭が空白